

項番	質問内容	回答
1	<p>■アップロード依頼情報ファイルのシステム間連携について 以下のシステム間連携ファイル受領処理は、固定資産税システムの改修要件に含まれているのでしょうか？ 「アップロード依頼情報ファイルを各システムに連携(税収管理システム→住民税、固定資産税、軽自動車税、滞納整理システム)」</p> <p>■参照ドキュメント 【01-04_電子納税(賦課税目)の概要フロー.xlsx】 ④アップロード依頼情報ファイルを各システムに連携(税収管理システム→住民税、固定資産税、軽自動車税、滞納整理システム)</p>	<p>固定資産税システムの改修要件には含みません。 当初、アップロード情報ファイルは各システムで作成、更新する方針としておりましたが、見積徴取時に見積業者様から提案を受け、税収管理システムに必要な情報を集めて作成する方針へと変更いたしました。 そのため、ドキュメントを修正したのですが、概要フローについては修正が漏れておりました。 【参考】税目拡大_確認事項_20211005_01.xlsx のNo.2に記載にされているような方法を考えておりました。</p> <p>-----以下赤入れより抜粋-----</p> <p>【当初赤入れの内容】 ①電子納税アップロード情報ファイルについて、賦課側システム(本税)、収納システム(延滞金)、滞納システム(分納)でファイルを作成し、収納システムに連携を行う。 ②連携されたファイルは、収納システムの画面に表示する関係上、収納システムに取り込む。 ③①ファイルを作成するにあたり、納付済みかどうかを判断する必要があることから、収納システムから、賦課側システムへ収納情報の連携を行う。</p> <p>【確認事項】 電子納税アップロード情報ファイルについて、賦課側システム、滞納システムで完成させるのではなく、必要な情報を収納システムに提供してもらい、収納システムで連携用のファイルを作成する方針としてはどうか。 ※電子納税アップロード情報ファイルは、電子納税を行うためのファイルであり、電子納税の処理を行うのは収納システムであることから、収納システムでファイルを作成する役割としてもよいのではないかと。 ※本方式の場合、上記③の処理は不要となる認識。 ※(参考)現状、賦課側システムから調定等の異動情報を収納システムに連携しており、当該のIFを拡張して連携する検討も行ったが、電子納税固有の情報は現行のIFの作成契機・単位と異なると想定されるため、電子納税用の外部IFは新規作成する。</p>

<p>■アップロード依頼情報ファイルのシステム間連携について 項番1が含まれている場合、固定資産税システムは「アップロード依頼情報ファイル」を受領したうえで、何をしなければならぬのでしょうか？</p> <p>参照ドキュメント①では、アップロード依頼情報ファイルの内容に基づいて「電子納税アップロード情報ファイルの更新」をしなければならないことになっていますが、参照ドキュメント②では、それは(承認するか却下するか)の判定等を含め)税収納管理システムで実施することになっています。</p> <p>※ 参照ドキュメント②が正しく、固定資産税システム側で「電子納税アップロード情報ファイルの更新」を行う必要がないのであれば、そもそも「税収納管理システム→固定資産税システムへのアップロード依頼情報ファイルの連携」も不要である認識です。(以下の項番4もあわせてご確認をお願いいたします)</p> <p>■参照ドキュメント① 【ZSN_D04_XXXXXXXX_フロー図_共通_電子納税アップロード情報ファイルの更新.xlsx】 ①「税収納管理システム」が「電子納税アップロード依頼情報ファイル」を各システムに連携 ②「各システム」が電子納税アップロード情報ファイル更新を実行という業務フローになっている。</p> <p>【ZKT_D07_XXXXXXXX_【共通】電子納税アップロード情報ファイルの整理.xlsx】 【別紙1_電子納税アップロード情報ファイルの作成契機】 #8 税収納管理システムから「電子納税アップロード依頼情報ファイル」が連携された時</p> <p>■参照ドキュメント② 【ZKT_D07_XXXXXXXX_【共通】電子納税アップロード情報ファイルの整理.xlsx】 電子納税アップロード情報ファイルは税収納管理システムで作成する方針としたため、電子納税用案件特定キーや確認番号作成のための業務ルールは固定資産税システムの業務ルールからは削除 ※ 固定資産税システムでは、税収納管理システムが電子納税アップロード情報ファイルを作るために必要な情報(電子納税アップロード作成情報(仮))を作成して、税収納管理システムへの連携を行う。</p> <p>【01-03_別紙「改修実施項目・説明詳細」.xlsx】 【別紙 アップロード情報ファイルの作成、更新タイミング等】 ※ 作成に必要な情報を各課税及び滞納整理システムから税収納管理システムに連携し、税収納管理システムにてファイルを作成する。 【税収納管理システム】 ④アップロード依頼情報ファイルの取込み(日次) 地方税納税共通システムより取得したアップロード依頼情報を取込み、納税者IDを紐づけてアップロード情報ファイルを更新する。</p> <p>【ZSN_D07_業務ルールXXXXXXXX_電子納税についての考え方(賦課税目).docx】 イ 納税者の依頼に基づく継続アップロードの流れについて 納付済みの場合や、口座振替の対象者の場合は継続アップロードの対象とならないケースがあり、それらの場合にはアップロード情報ファイル内のフラグを更新する。 ～アップロード更新ファイルが更新されなかった場合、未更新の対象者一覧をファイルキャビネットに出力し、更新の可否を判断した後、職員が手入力にてファイル内のフラグを更新し、共通納税IFにファイルを投入する。 ※※※「未更新の対象者一覧」は収納の帳票ファイルとして赤入れドキュメントに入っているため、ここに記載されている処理は収納システムで実施する想定であると読み取れる。→「ZSN_G07_帳票項目定義書_ZSNKKRXXXX_電子納税アップロード情報ファイル未更新データ.xlsx」</p>	<p>項番1のとおりです。</p>
<p>■アップロード依頼情報ファイルのシステム間連携について 「継続アップロードは納付書に対応する納税通知書単位で管理する」という旨の記載がありますが、賦課システムから発行された当初納付書に対して継続アップロード依頼がなされた場合、滞納システムから発行される「分割納付分・延滞金分の納付書」も紐付け対象になるという認識でお間違いないでしょうか？</p> <p>■参照ドキュメント 【【参考】税目拡大_確認事項_20211005_01.xlsx】 No7 継続アップロードは、納付書(納税者からの依頼時に連係される「案件特定キー」、「確認番号」等)により対応する納税通知書単位で管理する。～あくまで納税者の依頼に対する納税通知書作成単位で継続アップロードを行うことを原則とする</p> <p>【ZSN_D07_業務ルールXXXXXXXX_電子納税用アップロード情報ファイルの作成について.docx】 分割納付分、延滞金分についてはそれぞれ金額が確定した時点で納税者IDとの紐付けが行われる ※※※翌年度以降分についても、分割納付分・延滞金分は確定した時点で納税者IDとの紐付けが行われる</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>■アップロード依頼情報ファイルのシステム間連携について 項番3の認識が正しい場合 【【参考】税目拡大 確認事項_20211005_01.xlsx】No7に、「納税者IDの紐付けは各システムで行う想定」「各システムで行うべきか、収納システムで取り纏めて行うべきか、検討したい」との記述がありますが、結論がどうなったのかが不明です。（この質問で主眼となっているのは異なる税目の納付書情報も紐付け対象になるのかどうか、という点であるように見受けられますが、同一納税通知書に対する滞納分については考慮に入っていたのでしょうか。） これに関する当社見解は以下の通りですが、結論に齟齬はございましたでしょうか？</p> <p>++++ 収納システムが納税者ID紐付けを行う(納税者ID-納税通知書番号の紐付けデータも収納システムで管理する)べきである。 4 理由は以下の通り。 滞納システムにおいて分割・延滞金分の納付書が発行される場合にも「それが継続アップロード依頼のあった納税義務者にあたるのかどうか、そうであった場合、そのひとの納税者IDは何なのか」というデータ情報が必要となる認識である。 納税通知書番号と納税者IDの紐付け情報を賦課システム側で管理していた場合、ここで滞納システム⇄賦課システムのデータ連携が必要になってくることになる。 それよりは最初から収納システムが紐付けデータを管理しておき、各システムからのデータ提供を受けて電子納税用アップロード情報ファイルを作成する際に「紐付け対象者にあたる場合、内部DBに保持している情報をもとに納税者IDを入れてファイル生成する」という処理フローにしてしまったほうが、余計なシステム間連携処理も発生せず効率的であると考えます。</p>	<p>赤入れ資料作成時点で、納税者IDの紐付けをどのシステムで行うかの結論を出せておりませんでした。 しかし、納税者IDも含め必要な情報を税収納管理システム内で管理することで、アップロード情報ファイルの更新を行うことが可能となりますので、貴社見解のとおりで問題ございません。</p>
<p>■納付情報のシステム間連携について 以下のシステム間連携ファイル受領処理は、固定資産税システムの改修要件に含まれているのでしょうか？ 「アップロード情報ファイル更新のための納付情報」</p> <p>参照ドキュメント①では、納付があった場合は「収納システム→固定資産税システム」に情報が連携され、固定資産税システムが電子納税アップロード情報ファイルの更新情報を生成することになっています。 ※現状、日々の納付情報を賦課システム側に展開するようなIFは存在しないため、この場合は専用の新規IFが必要となる認識です。</p> <p>参照ドキュメント②では、納付があった場合の処理は収納システム(→滞納システム)のみで完結し、賦課システム側へのデータ展開は実施しないことになっています。</p> <p>■参照ドキュメント① 【ZKT_D07.XXXXXXXX【共通】電子納税アップロード情報ファイルの整理.xlsx】 [別紙1_電子納税アップロード情報ファイルの作成契機] #9 税収納管理システムから納付情報のみが連携された時 →該当の期別が納付済み(一部納付も含む)となった場合に、電子納税アップロード情報ファイルの「納付可否区分」等を更新する。</p> <p>5 ■参照ドキュメント② 【ZSN_D04.XXXXXXXX_フローToBe_アップロード情報ファイル更新のための納付情報の連携.xlsx】 収納システムは日次バッチ処理により、納付情報に基づき、「納付可否区分」を更新してアップロード情報ファイルを更新 更新された内容について、税滞納整理システムのみ連携</p> <p>【01-03_別紙「改修実施項目・説明詳細」.xlsx】 ※ 作成に必要な情報を各課税及び税滞納整理システムから税収納管理システムに連携し、税収納管理システムにてファイルを作成する。 【税収納管理システム】 ①該当市税の納付があった場合 「納付可否区分」を納付不可に更新する。</p> <p>【【参考】税目拡大 確認事項_20211005_01.xlsx】 No2 ③～納付済みかどうかを判断する必要があることから、収納システムから、賦課側システムへ収納情報の連携を行う 本方式の場合、上記③の処理は不要となる認識。</p>	<p>固定資産税システムの改修要件には含まれません。 当初、アップロード情報ファイルは各システムで作成、更新する方針としておりましたが、見積徴取時に見積業者様から提案を受け、税収納管理システムに必要な情報を集めて作成する方針へと変更いたしました。 そのため、②のとおりドキュメントを修正いたしました。①については修正が漏れておりました。 【参考】税目拡大 確認事項_20211005_01.xlsx No.2に記載にされているような方法を考えておりました。</p> <p>-----以下赤入れより抜粋-----</p> <p>【当初赤入れの内容】 ①電子納税アップロード情報ファイルについて、賦課側システム(本税)、収納システム(延滞金)、滞納システム(分納)でファイルを作成し、収納システムに連携を行う。 ②連携されたファイルは、収納システムの画面に表示する関係上、収納システムに取り込む。 ③①ファイルを作成するにあたり、納付済みかどうかを判断する必要があることから、収納システムから、賦課側システムへ収納情報の連携を行う。</p> <p>【確認事項】 電子納税アップロード情報ファイルについて、賦課側システム、滞納システムで完成させるのではなく、必要な情報を収納システムに提供してもらい、収納システムで連携用のファイルを作成する方針としてはどうか。 ※電子納税アップロード情報ファイルは、電子納税を行うためのファイルであり、電子納税の処理を行うのは収納システムであることから、収納システムでファイルを作成する役割としてもよいのではないかと。 ※本方式の場合、上記③の処理は不要となる認識。 ※(参考)現状、賦課側システムから調定等の異動情報を収納システムに連携しており、当該IFを拡張して連携する検討も行ったが、電子納税固有の情報は現行のIFの作成契機・単位と異なると想定されるため、電子納税用の外部IFは新規作成する。</p>

<p>■納付情報のシステム間連携について 電子納税アップロード情報ファイルの旧データを納付不可にして新データを生成する場合、旧データと新データで同一の案件特定キーが設定されていないという認識ですが、お間違いないでしょうか？ 上記認識が正しい場合、「案件特定キー &gt; 調定履歴番号」のカウンタアップは、「賦課額が変動した場合」ではなく、「未納額が変動した場合」に起きることになるのでしょうか？ (対象データが一部納付済みとなった場合、電子納税アップロード情報ファイルはどのように作成もしくは更新されるのでしょうか？)</p> <p>参照ドキュメント②には、税額変更がない場合(再発行のみの場合)には新規アップロード情報ファイルが作成されることはない、と記載されていますが、参照ドキュメント①には、賦課額が変わっていても一部納付によって未納額が変わった場合は電子納税アップロード情報ファイルが新規に作成される旨の記載があります。つまり、賦課更正・期割変更による税額変動があった場合だけでなく、一部納付によって未納額が変動した場合にも、調定履歴番号がカウンタアップされることになる認識です。</p> <p>参照ドキュメント①の内容が正である場合、納付によって「最新の調定履歴番号」が進む(賦課システムでおさえている案件特定キーと収納システムでおさえている案件特定キーが不一致になる)可能性があるため、「アップロード情報ファイル更新のための納付情報」を収納システムへ固定資産税システムへ連携する必要がある認識です。</p> <p>■参照ドキュメント① 【ZKT_D07.XXXXXXXX【共通】電子納税アップロード情報ファイルの整理.xlsx】 [別紙1 電子納税アップロード情報ファイルの作成契機] #9 税収納管理システムから納付情報のみが連携された時 →該当の期別が納付済み(一部納付も含む)となった場合に、電子納税アップロード情報ファイルの「納付可否区分」等を更新する。 【吹き出しコメント】 ②当初賦課があり、増額等税額変更なし 分割納付等で一部納付がある場合 →差額の金額についてアップロード情報作成 ※ 当初分は納付不可にフラグ更新。</p> <p>[土地家屋パターン][償却パターン] ・納付書再発行・・・再発行時点の未納額で、その日の業後にアップロード情報ファイルが作成される →※決議を採まないただの納付書再発行だけでは賦課税額が変更されることはないが、その場合でも「発行時点の未納額でアップロード情報ファイルを作成する」という仕様になっている。</p> <p>■参照ドキュメント② 【ZSN_D07.業務ルールXXXXXXX.電子納税アップロード情報ファイルの案件特定キーの生成ルール.xlsx】 [別紙1(住民税、固定資産税)] ・当初より税額に変更が生じた場合→旧アップロード情報ファイルを納付不可としうえで、新アップロード情報ファイルを作成(案件特定キーの調定履歴番号をカウンタアップする) ・納付書の再発行のみ行った場合(税額変更はなし)→新たにアップロード情報ファイルを作成する必要はない</p> <p>【ZKT_D07.XXXXXXXX【共通】電子納税アップロード情報ファイルの整理.xlsx】 [原局業務パターン(事象版)] 再発行のみの場合は、電子納税アップロード情報ファイルは「新規作成」ではなく「更新」だけすることになっている。</p>	<p>旧データと新データで、同一の案件特定キーが設定されていないため、ご認識のとおり、調定履歴番号のカウンタアップは賦課額が変動した場合も、未納額が変動した場合にも必要となります。</p> <p>未納かつ税額変更がない場合(再発行のみの場合)には、新規アップロード情報ファイルが作成されることはありませんが、納付済みかつ税額変更がない場合には、新規アップロードファイルを作成します。</p> <p>例)対象データが一部納付となった場合(税額変更なしと仮定) 旧データ ①一括 未納 納付可能 ②1期 未納 納付可能 ③2期 未納 納付可能 ④3期 未納 納付可能 ⑤4期 未納 納付可能 1期が納付済となった場合(一部納付も含む)</p> <p>新データ ①一括 未納 納付不可に更新 ②1期 納付済み 納付済に更新 ③2期 未納 納付可能 ④3期 未納 納付可能 ⑤4期 未納 納付可能 ①と②を更新する。 ※ 1期の分割納付書用のデータがある場合は、そのデータも納付不可とする。</p> <p>ただし、項番5の回答のとおり、アップロード情報ファイルの作成更新は税収納管理システムで行う方針のため、固定資産税システムからは税額変更情報等必要な情報を税収納管理システムに連携できれば良いと考えております。 案件特定キーや確認番号の作成については、共通のIF内に機能を設けるべきかと考えておりました。</p>
<p>7 ■手作成納付書について 【ZKTDDO0239G02 納税通知書(手作成)出力確認画面】から発行される納付書について言及されている資料が見当たりませんが、以下の仕様となる認識でよろしいでしょうか？ ①電子納税アップロード情報ファイルは作成(更新)しない ②納付書の案件特定キー・確認番号欄は「****」、QRコード欄は「この用紙では電子納税はできません。」と印字する</p>	<p>①ご認識のとおりです。 ②手作成した納付書についても、案件特定キー、確認番号、QRコードを印字する必要があります。 なお、納付書への印字内容については今後変更が入り、案件特定キー、確認番号のほかにも印字しなければならない項目が追加される可能性があります。</p>